南九州市
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
ご利用の手引き

みな、みりょく！

南九州市

目次

１，はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１Ｐ

２，宣誓をすることができる方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２Ｐ

３，宣誓の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３Ｐ

４，宣誓に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５Ｐ

５，交付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８Ｐ

６，受領証等の再交付・返還等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９Ｐ

７，利用可能な行政サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11Ｐ

８，都市間相互利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12Ｐ

９，相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13Ｐ

10，よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14Ｐ

11，問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16Ｐ

１，はじめに

南九州市では、「南九州市男女共同参画推進条例」に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方が選択でき、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指して、令和８年４月１日から「南九州市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入しました。

この制度は、何らかの理由で結婚できないお二人が、日常の生活においてお互いに協力し合う関係であると宣誓することにより、市がその事実を認め、宣誓書受領証等を交付する制度です。
法律上の効力（婚姻や相続、税金等の控除）はありませんが、互いを人生のパートナーとして宣誓したお二人、またそのご家族の関係を、市として尊重するための取組みです。

【用語の定義】

「パートナーシップ」

互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に責任をもって協力し合う２人の関係

「ファミリーシップ」

パートナーシップにある者が、パートナーシップにある者の一方又は双方の子（実子又は養子）と生計が同一であり、日常の生活において相互に協力し合う家族の関係

「宣誓」

パートナーシップを形成している者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うこと又はパートナーシップを誓った者が、市長に対しファミリーシップを誓うこと

（南九州市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第２条より）

2，宣誓をすることができる方

次のすべてを満たす必要があります。

⑴ 宣誓するお二人が 18 歳以上であること

⑵ どちらかお一人が南九州市民であること、又は転入予定であること

⑶ 配偶者（事実上の婚姻関係にあるものを含む）又は宣誓しようとする方以外にパートナーがいないこと

⑷ 宣誓者同士が、近親者（民法で規定する婚姻できない続柄）でないこと

⑸ ファミリーシップを宣誓する場合は、どちらかお一人又はお二人の子どもで、生計同一であること。

民法に規定する婚姻できない続柄（主な三親等内の親族図）

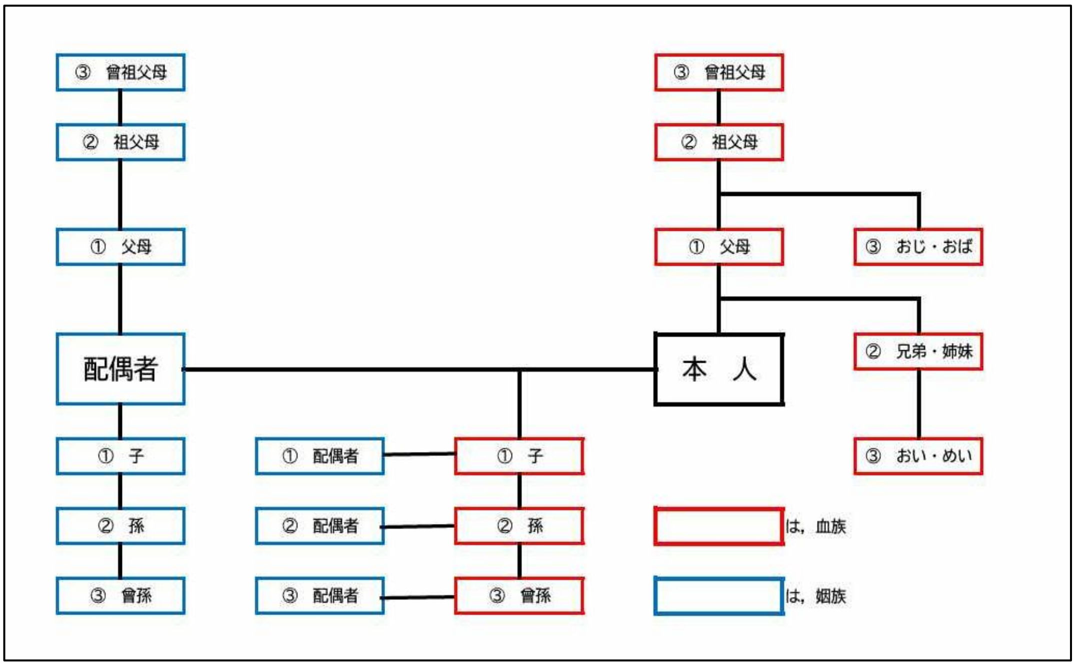

３，宣誓の流れ

①宣誓日の予約

⑴ 宣誓を希望する場合は、**原則７日前**（土日、祝日、年末年始は除く）までに電子申請、お電話又はメールでお申込みください。

⑵ 宣誓できる時間：平日の午前８時 30 分から午後４時（年末年始除く）

⑶ 宣誓の日時は予約状況等によりご希望に添えない場合があります。

＜予約・連絡先＞

南九州市役所まちづくり推進課（知覧庁舎本館１階）
住所：南九州市知覧町郡 6204 番地
TEL：0993-83-2511
Mail：machi@city.minamikyushu.lg.jp
電子申請の場合は右の二次元コードからお申込みください。

＜電話またはメールで予約する際にお伝えいただきたい事項＞

⑴ 宣誓希望日時

⑵ 宣誓されるお二人、ファミリーシップ対象者の氏名及び生年月日
※通称名の使用を希望される場合は、戸籍上の氏名（外国籍の方は住民票上の氏名）も併せてお伝えください。

⑶ 宣誓者のいずれか（代表者の方）のご連絡先

⑷ 個室対応希望の有無

②宣誓

⑴ 予約した日時に、宣誓に必要な書類をご持参の上、お二人揃ってまちづくり推進課までお越しください。（ファミリーシップの対象者に 15 歳以上のお子さんがいらっしゃる場合は、お子さんもお越しください）

⑵ 市職員立会いのもと、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓にあたっての確認書」に自書し、ご提出いただきます。

⑶ 書類に不備や不足等がある際は、宣誓日を延期させていただく場合があります。

⑷ ご希望の際は、個室をご用意いたします。

③受領証等の交付

⑴ 要件を満たしていることが確認できた場合、宣誓書の写しを添えて「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード」（以下「受領証等」）を　交付します。

⑵ 書類等の不備がなければ、原則として即日交付いたしますが、発行手続きのために１時間程度お時間をいただきます。

⑶ 書類に不備や不足があった際は、交付を延期する場合があります。

4，宣誓に必要な書類

①パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

⑴ まちづくり推進課で準備しています。
⑵ ホームページからもダウンロードできます。
⑶ 宣誓される日に市職員の面前で記入していただきます。
⑷ 自書できない場合は、代筆も可能です。

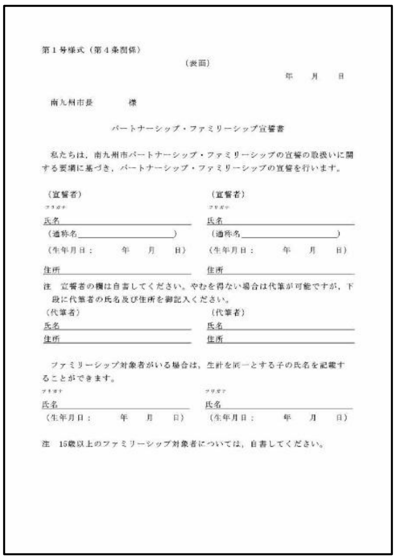
第１号様式（第４条関係）

（表面）

年　月　日

南九州市長　　　様

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

私たちは，南九州市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき，パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を行います。

（宣誓者）	（宣誓者）
フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
（通称名　　　　）	（通称名　　　　）
（生年月日：　年　月　日）	（生年月日：　年　月　日）
住所	住所

注　宣誓者の欄は自書してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが，下段に代筆者の氏名及び住所を御記入ください。

（代筆者）	（代筆者）
氏名	氏名
住所	住所

ファミリーシップ対象者がいる場合は，生計を同一とする子の氏名を記載することができます。

フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
（生年月日：　年　月　日）	（生年月日：　年　月　日）

注　15歳以上のファミリーシップ対象者については，自書してください。

（裏面）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓にあたっての確認書

私たちは，南九州市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づく「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」をするに当たって，次の表の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないことを確認するとともに同要綱の規定を遵守することを誓います。

		宣誓者	
戸籍上の氏名 ※ 外国籍の場合はそれに準ずるもの			
通称名			
電話番号			
確認事項	第２条第１号（パートナーシップ関係）	互いを人生のパートナーとし，日常の生活において，相互に責任をもって協力し合う２人の者の関係であること。	
		□ 確認しました。	□ 確認しました。
	第３条第１号（年齢要件）	□ 成年に達している。	□ 成年に達している。
	第３条第２号（住所要件）	□ 市内在住　□ 市外在住 □ 転入予定 （予定日　年　月　日）	□ 市内在住　□ 市外在住 □ 転入予定 （予定日　年　月　日）
	第３条第３号（独身要件）	□ 配偶者及びパートナーシップにあるものがいない。	□ 配偶者及びパートナーシップにあるものがいない。
	第３条第４号（近親者等）	□ お互い近親者ではない。（直系血族，三親等内の傍系血族及び直系姻族ではない。）	□ お互い近親者ではない。（直系血族，三親等内の傍系血族及び直系姻族ではない。）
		□ パートナーシップに基づき養子縁組をしている又はしていたことにより近親者となった。	□ パートナーシップに基づき養子縁組をしている又はしていたことにより近親者となった。
	第３条第５号（ファミリーシップ要件）	□ パートナーシップにある者の一方又は双方の子（実子又は養子）と生計同一である。	□ パートナーシップにある者の一方又は双方の子（実子又は養子）と生計同一である。

注　転入予定の方は，宣誓の日から14日以内に住民票の写し等市内への転入を証明する書類を提出してください。

職員記入欄（ここは記入しないでください。）

宣誓者氏名		
本人確認書類	□個人番号カード　□旅券 □運転免許証　□在留カード □その他（　　）	□個人番号カード　□旅券 □運転免許証　□在留カード □その他（　　）
	確認者	

②お二人の住所が確認できる書類

（例）住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書など
（※宣誓日以前３ヶ月以内に発行されたもの）

⑴ １人１通の提出をお願いいたします。
⑵ 宣誓をするお二人が同一世帯になっている場合は、
お二人が記載されたもの１通で構いません。
⑶ 本籍、世帯主の氏名・続柄、住民票コード、個人番号
（マイナンバー）の記載は、省略したものをご提出ください。
⑷ 住民票コードやマイナンバーが記載された住民票の写しは、
関係法令上、受け取れません。

③配偶者がいないことを確認できる書類

（例）独身証明書、戸籍抄本など

（※宣誓日以前３ヶ月以内に発行されたもの）

⑴ １人１通の提出をお願いいたします。

⑵ 外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等に日本語訳を添付してご提出ください。

④本人確認書類

（例）マイナンバーカード、パスポート、運転免許証、在留カードなど

⑤どちらか一方の子であることを証明する書類

（例）戸籍謄本など（※宣誓日以前３ヶ月以内に発行されたもの）

⑴ ファミリーシップを宣誓する場合のみ必要です。

⑥日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類

（例）郵便物、名刺、社員証など

⑴ 通称名の使用を希望する場合のみ必要です。

※　必要書類　一覧

	必要書類	例
①	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書	
②	お二人の住所が確認できる書類	住民票の写し 住民票記載事項証明書 転出証明書
③	配偶者がいないことを確認できる書類	独身証明書 戸籍抄本
④	本人確認書類	マイナンバーカード パスポート 運転免許証 在留カード

※　必要に応じてご提出いただく書類

	必要書類	例
⑤	どちらか一方の子であることを証明する書類	戸籍謄本
⑥	日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類	郵便物、名刺、社員証

5，交付書類

①宣誓書受領証

第２号様式（第６条関係）

（表面）

第　　　号

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

（氏名）　　　　様　　（氏名）　　　　様

（　　年　　月　　日生）　（　　年　　月　　日生）

【ファミリーシップ対象者】

（氏名）　　　　様　　（氏名）　　　　様

（　　年　　月　　日生）　（　　年　　月　　日生）

南九州市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき，パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

お互いを人生のパートナー及び家族として宣誓されたことを心から祝福するとともに，末永くお幸せに暮らせることを願います。

年　　月　　日

南九州市長　　　　　印

みな、みりょく！
南九州市

（裏面）

この宣誓書受領証の提示を受けた方へ

南九州市は，一人ひとりの人権が尊重され，多様な生き方が選択でき，誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指しています。この受領証は，法律上の効果が生じるものではありませんが，お互いを人生のパートナー及び家族として認め合い，日常の生活において，相互に責任をもって協力し合うことを宣誓した事実を市が認め，交付したものです。

本受領証の提示を受けたときは，上記の趣旨を御理解いただきますとともに，個人情報の取扱いには，十分な御配慮をお願いします。

通称名を使用している場合のみ，下記に戸籍上の氏名を記載します。

記

宣誓者の氏名		
戸籍上の氏名 （通称名を使用の場合）		

②宣誓書受領カード

パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓書受領カード

南九州市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき，パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

第　　　号

本人
氏名　●●　●●　　年　　月　　日生

パートナー
氏名　●●　●●　　年　　月　　日生

年　　月　　日

南九州市長　　　　印

この受領カードは，法律上の効果が生じるものではありませんが，お互いを人生のパートナー及び家族として認め合い，日常の生活において，相互に責任をもって協力し合うことを宣誓した事実を市が認め，交付したものです。

本カードの提示を受けた時は，上記の趣旨を御理解いただきますとともに，個人情報の取扱いには，十分な御配慮をお願いします。

戸籍上の氏名（通称名を使用の場合のみ記載）

本人
氏名　●●　●●

パートナー
氏名　●●　●●

ファミリーシップ対象者
氏名　●●　●●　　氏名　●●　●●

Minamikyushu City

6，受領証等の再交付・返還等

次の①～④の手続きを希望される場合は、来庁される日の７日前（土日、祝日、年末年始は除く）までに電子申請、お電話又はメールからご予約ください。

※いずれの場合も本人確認書類が必要となります。
※電子申請の場合は右の二次元コードからお申込みください。

①受領証等の再交付

受領証等の紛失や毀損、汚損などの事情により、再交付を希望される場合、**「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」（第４号様式）**に交付済みの受領証等を添えてご提出ください。

※ 紛失以外の理由の場合、交付済みの受領証等は返還してください。

②宣誓内容等の変更

ファミリーシップの対象者に変更があった場合や氏名等に変更があった場合は、**「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等変更届出書」（第５号様式）**に交付済みの受領証等及び変更内容が分かる書類を添えてご提出ください。

③子の氏名の削除

宣誓書に氏名を記載されたお子さんは、満 15 歳に達した日以降に、受領証等から自身の氏名の削除を求めることができます。
「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書」（第７号様式）に交付済みの受領証等を添えてご提出ください。

④受領証等の返還

次のいずれかに該当するときは、宣誓されたお二人揃って**「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届」（第６号様式）**に交付済の受領証等を添えてご提出ください。

⑴ パートナーシップが解消されたとき

⑵ 一方が死亡したとき

⑶ 宣誓者お二人とも市外へ転出したとき（都市間相互利用に関する協定を結んでいる自治体へ転出する場合を除く）

⑷ ２ページの「2，宣誓をすることができる方」の⑶、⑷の要件に該当しなくなったとき

※ 紛失等により受領証等の返還が困難な場合は添付の必要はありません。

※ 一方が死亡した場合などお二人揃って来庁することが不可能な場合は、この限りではありません。

７，利用可能な行政サービス

下記に記載されている行政サービスは、

・受領証等を提示することで受けられるサービス

・宣誓の有無に関わらず、「同一世帯」等であれば利用できるサービス

を一覧表にまとめたものです。

令和８年４月１日現在

分野	No、	制度・サービス名
住宅	1	市営住宅等の入居申込
医療	2	救急車の利用（同乗）・搬送証明書の発行
	3	国民健康保険の申請
災害	4	罹災証明書（火災）の申請
	5	災害に関する証明書の交付申請（火災以外）
	6	災害弔慰金の申請
福祉	7	生活保護の申請
	8	若年末期がん療養支援事業利用の申請
	9	パートナーからの DV 相談
子育て	10	地域子育て交流館の利用申込申請
	11	教育・保育給付認定申請及び保育所等入所申込
	12	母子手帳交付
	13	乳幼児健診の受診（集団検診）
	14	就学援助の申請
介護	15	在宅高齢者介護慰労金支給事業
	16	要介護認定の申請
	17	家族介護用品支援事業
農業	18	農地関連申請
その他	19	家族用図書室利用申込

※　各行政サービスを受けるためには、それぞれの要件を満たす必要があります。

※　今後も利用できる行政サービスの追加等がありましたら、随時お知らせいたします。

※　詳細については、市ホームページ「南九州市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」に掲載している「利用可能な行政サービス一覧」をご覧ください。

８，都市間相互利用

南九州市とパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（パートナーシップ宣誓のみも含む）を実施している自治体が協定を結ぶことで、宣誓者が住所の異動をする場合の手続きを簡素化し、宣誓者の精神的・経済的負担を軽減する取組です。

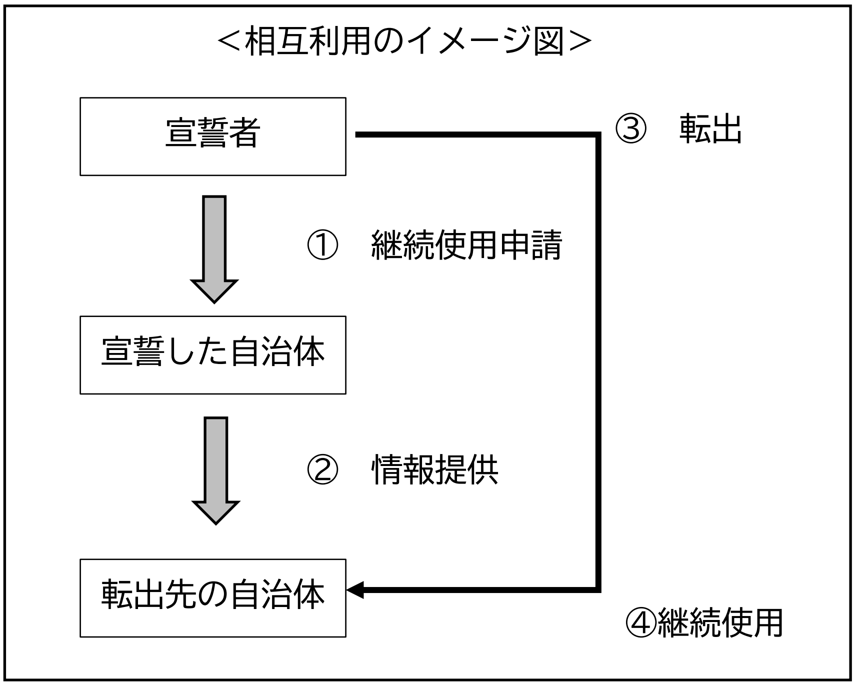

南九州市から協定を結んでいる自治体に転出する場合は、南九州市へ「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書」（第８号様式）を提出することにより、転出先において本市が交付した受領証等を継続して使用することができます。

協定自治体については、今後協定を結んでいく予定です。

9，相談窓口

①こころとからだの相談窓口

窓口名称	電話番号等	受付時間等
南九州市役所 知覧保健センター	0993-58-7221	平日 8:30～17:15 心理士への相談が可能（要予約）
鹿児島いのちの電話	099-250-7000	24 時間 365 日受付

②性別の違和や同性愛に関する相談窓口

窓口名称	電話番号等	受付時間等
よりそいホットライン	0120-279-338	24 時間 365 日受付 性的少数者の専用回線あり
困りごと情報提供 （チャット相談）	http://form.comarigoto.jp/sexual_minority	月・金・日曜日 16:00～22:00

③夫婦・恋人との関係（DV 等）相談窓口

窓口名称	電話番号等	受付時間等
南九州市役所 まちづくり推進課	0993-83-2511 （内線 2182）	平日 8:30～17:15
鹿児島県 男女共同参画センター	099-221-6630	9:00～17:00 ※月曜日は休館。休館日の翌日は 20 時まで電話受付
鹿児島県 DV 相談 With You	http://withyou-kagoshima.jp	月曜日　12:00～17:00 土・日曜日　17:00～22:00

④子供に関する相談窓口

窓口名称	電話番号等	受付時間等
南九州市 子ども相談センター	0993-83-1539	平日 9:00～17:00
かごしま教育 ホットライン 24	0120-0-78310	24 時間 365 日受付

10，よくある質問（Q＆A）

Q1，事実婚のカップルも対象になりますか？

要件を満たしていれば、事実婚の方も対象となります。
本制度は、南九州市男女共同参画推進条例に基づき、何らかの理由で婚姻できないカップルの方々を対象としています。

Q2，婚姻制度との違いは何ですか？

婚姻は、民法に定める法律行為であり、法的拘束力があります。そのため、相続などの財産上の権利や税金の控除、扶養の義務など様々な権利や義務が発生します。
一方で、南九州市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づき行われるもので、法律上の効果は発生しません。

Q3，プライバシーは守られますか？

希望に応じて個室での対応を行います。
また、ご提出いただく書類や記載されている個人情報については、本人の同意なく外部に提供することはありません。

Q4，宣誓に費用はかかりますか？

宣誓の手続き（受領証等の交付まで含む）には、費用はかかりません。ただし、宣誓の際に必要な書類の発行手数料については自己負担となります。

Q5，頴娃庁舎や川辺庁舎でも手続きができますか？

宣誓は、頴娃庁舎や川辺庁舎ではできません。
原則、知覧庁舎のまちづくり推進課でのみ行うことができます。

Q6，代理や郵送で宣誓できますか？

代理や郵送での宣誓はできません。
市職員立ち合いの下、本人確認の上、宣誓を行っていただきます。
ただし、特段の事情がある場合にはご相談ください。

Q7, 通称名は使用できますか？

使用することができます。通称名の使用を希望する場合は、日常生活において、通称名を使用しようとしていることが確認できる書類（郵便物、名刺、社員証など）を宣誓時に提示してください。

※通称名を使用した場合、受領証等の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q8, 外国籍の方も宣誓ができますか？

外国籍の方も「南九州市民である」、または「南九州市内へ転入を予定している方」であれば宣誓は可能です。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として、本国の大使館又は領事館が発行する婚姻要件具備証明書（３ヶ月以内に発行されたもの）などの独身であることを確認できる書類に日本語訳を添えてご提出ください。

ただし、宣誓をしても在留資格や在留期間は変わりません。

Q9, 南九州市民でないと宣誓できませんか？

南九州市へ転入を予定している方であれば宣誓できますが、転出証明書の提示が必要です。

また、南九州市内に転入後（原則転入予定日から 14 日以内）に住民票の写しをご提出いただきます。

Q10, 養子縁組をしている場合、宣誓できませんか？

パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合は宣誓することができますので、事前にご相談ください。

Q11, 自書できない場合、代筆は可能ですか？

宣誓書に自書することができない場合は、代筆が可能です。

Q12, 受領証等は当日交付されますか？

書類等に不備がなく、要件に適合していると認められた場合は、原則、即日交付いたします。ただし、宣誓から受領証等の交付までは１時間程度お時間をいただきます。また、宣誓時に双方とも市外在住の場合は、どちらか一方が市内に転入し、住民票等を提出した後に受領証等を交付します。

Q13, 婚姻した場合は受領証等を返還する必要がありますか？

宣誓を行ったパートナーとの婚姻であれば返還する必要はありません。
ただし、婚姻後、再交付申請などで、新たに受領証等を発行することはできません。また、宣誓を行ったパートナーの方と異なる方と婚姻関係を結ぶ際は、受領証等を返還していただきます。

Q14, 市外へ転出する場合はどうすればよいですか？

≪都市間相互利用に関する協定を締結している自治体への転出≫
南九州市へ「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書」（第８号様式）を提出いただくことで、転出先の自治体においても引き続き南九州市が交付した受領証等を使用することができます。
ただし、一部の自治体で手続きが異なりますので、詳しくはまちづくり推進課へお問合せください。

≪協定を締結していない自治体への転出≫
南九州市へ「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届」（第６号様式）を提出いただき、交付した受領証等を返還していただきます。

≪一方が市外へ転出し、もう一方が南九州市へ住所を有する場合≫
宣誓の要件が、どちらかお一人が南九州市へ住所を有していることなので、引き続き南九州市の受領証等をお使いいただけます。

Q15, どちらか一方が死亡した場合は、受領証等を返還しなければなりませんか？

どちらか一方が亡くなられた場合は、受領証等を返還していただきます。

11, 問い合わせ先

南九州市役所　まちづくり推進課　共生協働推進係
電話：０９９３－８３－２５１１
メール：machi@city.minamikyushu.lg.jp
※本手引きの内容は、制度の見直し等により変更となる場合があります。